

## 高額療養費「申請手続の簡素化」のご案内

高額療養費の申請手続は、令和4年3月までは、診療月ごとに窓口での申請手続が必要でしたが、「吉岡町国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化適用申出書」を提出することで、自動的に指定先の口座に振込まれます。

なお、支給が決定した際は「吉岡町国民健康保険高額療養費支給決定通知書」を送付します。

### 簡素化の対象世帯

国民健康保険税に滞納がない世帯が対象となります。

次のような場合は、簡素化が自動的に解除となります。

- 国民健康保険税を滞納した場合
  - 世帯主が変更又は死亡した場合
  - 国民健康保険の記号番号が変更になった場合
  - 指定した振込先金融機関口座に振込みができなくなった場合
- 等

※自動解除後に簡素化の要件を満たして再度簡素化を希望される場合、簡素化の解除を希望される場合等は、「吉岡町国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化適用申出書」の提出が必要となります。

### その他注意事項

- 指定振込先口座は、1世帯につき1口座のみ設定が可能です。
- 指定振込先口座を変更される場合は、申出書の提出が必要です。
- 遡って国保資格を喪失した等の場合は、支給した高額療養費の返還を求める場合があります。あらかじめご了承ください。
- 町において年間の全ての外来診療に係る診療額を把握している場合は、高額療養費（外来年間合算）の申請も不要となります。
- 第三者行為（交通事故等）又は業務上の事故による傷病のため治療を受けた場合は、住民課保険室へご連絡をお願いします。

※令和4年3月以前に「高額療養費支給申請のお知らせ」が送付されている診療月（追加支給は除く）については、簡素化の対象とはなりません。

従来どおり保険室窓口で申請してください。